

区立幼稚園用途転換等計画

平成 26 年 8 月
世田谷区子ども・若者部
世田谷区教育委員会

目 次

1．はじめに	1
2．計画の策定にあたって	2
3．用途転換等計画	3
（1）幼児教育の充実について	3
（2）用途転換施設等について	3
（3）運営形態等について	4
（4）配慮を必要とする子どもへの支援	5
（5）整備手法について	6
（6）用途転換移行年次について	7
4．今後の進め方について	8
資料1 区立幼稚園の状況	10
資料2 世田谷区内の幼稚園分布の概要	11

１．はじめに

・世田谷区では、教育ビジョンや子ども計画などに基づき、就学前の子どもの教育・保育の充実に取り組んできた。このような中で、平成２４年８月に、「子ども・子育て関連３法」が成立し、幼児教育・保育を含む子ども・子育て支援新制度は、平成２７年度からの実施に向け、具体的な準備が進められている。

・また、この間、第２期教育振興基本計画を平成２５年６月に閣議決定した。この第２期教育振興基本計画の基本施策のひとつに「幼児教育の充実」を掲げ、その基本的な考え方として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るため、小学校教育との円滑な接続や預かり保育の充実、教職員の資質向上のための幼稚園、保育園、認定こども園の教職員の合同研修の促進や幼稚園教諭免許と保育士資格の併有などを推進することとしている。

・子ども・子育て支援法等に基づく子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行を促進することで、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付」）を制度として創設することとなっている。

・このように、幼児教育・保育を含めた子ども・子育て支援は、大きな転換期を迎えており、その充実に向けて、国においては、子ども・子育て関連３法や第２期教育振興基本計画による施策の推進に取り組むとともに、区においては、新たな基本構想を踏まえた基本計画や第２次教育ビジョン、また、現在検討を進めている第２期子ども計画においても、就学前教育（幼児教育）の更なる充実、保育サービス待機児対応、配慮を必要とする子どもへの支援、地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、さらに検討し、子ども・子育て支援の環境整備を進めるものである。

・また、平成２６年７月には、教育再生実行会議が、「今後の学制等の在り方について」で、３～５歳児の幼児教育について、希望する全ての子どもに幼児教育の機会を保障する体制を整える、全ての子どもに質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育園及び認定こども園における５歳児の就学前教育について、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討することなどを政府に提言している。

２．計画の策定にあたって

・区立幼稚園のあり方については、平成２２年１２月に「今後の区立幼稚園のあり方について」を取りまとめ、これをもとに、平成２４年９月に、国の「子ども・子育て関連３法」や保育サービス待機児の状況などを踏まえ、「（仮称）区立幼稚園に係る具体的方針（案）」を作成し、区議会での議論や区民意見等を踏まえ、さらに検討を進め、平成２５年３月に、「区立幼稚園のあり方に関する基本方針及び用途転換の方向性」を取りまとめたところである。

・この基本方針のもと、用途転換の方向性において示した用途、運営形態、整備手法、移行年次の基本と用途転換のイメージの内容に、国の第２期教育振興基本計画と、平成２７年度からの実施に向け準備が進められている「子ども・子育て関連３法」に基づく、新たな子ども・子育て支援の具体的な制度内容を踏まえ、平成２５年９月に「区立幼稚園用途転換等計画」（素案）を策定した。また、平成２５年８月から、区においては、「子ども・子育て関連３法」に基づく幼児教育・保育のニーズ調査を実施し、この結果や「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の検討内容等との整合を図りながら、区立幼稚園９園各々の用途転換移行計画として取りまとめる。

・現在、「子ども・子育て関連３法」の関連政省令の制定や政省令案を受け、東京都では、子供・子育て会議での議論を踏まえ、認定こども園の設置基準等に関する条例等の制定の準備を進めており、これらの内容を踏まえ、本計画を取りまとめることに至った。

・なお、各施設の定員等具体的な内容については、本用途転換等計画に基づき、以降順次作成する各園ごとの「用途転換移行計画」において定める。

・また、国においては、子ども・子育て支援法等に基づく子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付制度（施設型給付）を創設することとしているが、その際に、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減が図られるものとなるよう、幼児教育の無償化への取組み等について、今後の国の動向などを注視しながら、引続き、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進めていく。また、施設型給付における利用者負担額については、国が提示した公定価格の考え方を踏まえながら、保育料等について検討する。

３．用途転換等計画

（１）幼児教育の充実について

幼稚園・保育園等と小学校との連携の推進について

区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携を推進し、小学校を視野にいたした就学前教育の充実、就学前教育を踏まえた小学校教育の充実を図り、区立小学校との円滑な接続を推進する。

幼稚園や保育園等と小学校との連絡会や交流を実施するとともに、連絡会や交流を通し、児童が円滑に小学校へ移行できるよう、小・中学校教員の幼稚園・保育園等での実習研修等を実施する。

幼児教育センターの設置検討について

世田谷区の幼児教育の充実、推進を図るため、幼児教育についての指導事例集を作成するとともに、公私立の幼稚園教諭や保育園の保育士等を対象とする幼児教育研修を実施し、幼児教育の充実にかかわる教諭や保育士等の資質の向上を支援する。

新たな教育センター機能の検討とあわせ、幼児教育の研修・研究や相談対応等を担う「幼児教育センター」の設置に向けて、その機能のあり方等についての検討を進めていく。

「幼児教育センター」には、幼稚園、保育園などにおける就学前教育への支援や関係職員への研修、保護者等からの多様な相談への対応、関係諸機関との連携など、さまざまな機能が必要であるため、子ども・若者部など区長部局と十分な連携を図るとともに、今後の幼児教育のあり方に関する国の動向を注視しながら、検討を進めていく。

なお、「幼児教育センター」の就学前教育への支援や関係職員への研修など一部機能については、（６）に示す「用途転換移行年次について」等を踏まえ、先行して取り組みながら、今後、課題等の整理及び体制などの検討や準備を進めていく。

（２）用途転換施設等について

用途転換施設については、「用途転換に向けての基本方針」を踏まえ、幼保一体化の推進を基本に、保育サービス待機児対応の観点からも、認定こども園及び教育関連施設等への用途転換を進める。

認定こども園

- ・認定こども園については、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの形態があるが、この度の改正認定こども園法により、認可、指導の一本化などの改善が図られる新たな幼保連携型認定こども園への移行を基本とする。

- ・各園ごとの幼児教育、保育の定員数は、幼稚園の充足率の状況を基本に、保育サービス待機児の状況等も踏まえ、区立幼稚園の4・5歳児の定員についても考慮し検討する。なお、各園ごとの定員などの詳細については、「用途転換移行計画」のなかで示していく。

- ・また、認定こども園では、認定こども園や保育園などに通っていない子どもの家庭を含め、例えば、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの地域の子ども・子育て支援の充実に取り組む。

教育関連施設

- ・児童数が増加し、大規模化する小学校においては、新BOPの施設の面積が課題になっているところもあり、施設の改築による複合化により整備を進める。

その他

- ・区立幼稚園を用途転換するまでの間、幼稚園での預かり保育を段階的に実施する。

(3) 運営形態等について

- ・区立幼稚園の用途転換後の運営形態については、「用途転換に向けての基本方針」を踏まえ、民営化を基本とするが、区の幼児教育の役割として、幼保一体化の推進をはじめ、「小1プロブレム」に対応した幼保小の連携及び円滑な接続、配慮を必要とする子どもへの対応、地域の子育て支援機能の充実など公私の役割分担や地域特性に配慮するとともに、幼児教育の充実に図るための研修や研究の実践の場が求められることから、以下のとおり区立施設を5箇所とする。

- ・民営化する施設については、これまで区立幼稚園が取り組んできた教育実践と幼児教育の研究や配慮を必要とする子どもたちへのきめ細やかな対応など、今後の用途転換に活かす観点から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）で位置付けら

れた「公私連携幼保連携型認定こども園」への移行を原則に検討する。また、就学前教育の充実や、小1プロブレムへの対応など幼保小の連携をさらに推進する観点から、教育委員会と民営化する認定こども園の連携を図る。

・なお、民営化にあたっては、区立施設の職員の処遇等を含め検討する。また、保育料については、国が提示した公定価格の考え方を踏まえ、検討する。

公私連携幼保連携型認定こども園

幼児教育や保育需要に効率的に対応するためには、民間法人の活力を積極的に活用することが有効であり、区市町村が幼保連携型認定こども園の整備を進めていく中で、子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う施設を区市町村が関与しつつ、民間法人に運営させようとするケースもあり、こうしたニーズに対応する枠組みとして公私連携幼保連携型認定こども園を設けた。具体的な仕組みは以下のとおり。

1) 区市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等を照らして適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人及び社会福祉法人に限る。)をその申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下「公私連携法人」という。)として指定することができる。

2) 区市町村長は、公私連携法人の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定を締結しなければならないとしたこと。

- ・ 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ・ 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ・ 区市町村における必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定に違反した場合の措置
- ・ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(子ども・子育て関連3法の公布についてより)

(4) 配慮を必要とする子どもへの支援

- ・ 区立幼稚園においては、配慮を必要とする子どもたちへの教育について、

これまでも一定の役割を果たしてきた。今後、用途転換する区立認定こども園においては、これまで培われてきた配慮を必要とする子どもたちへのきめ細やかな対応などの支援のノウハウや教育内容等を活かすとともに、これまで取り組んでいる区立・私立の幼稚園教員や保育士の障害理解や障害のある幼児に対する教育力の向上を目的に実施している事例研修や専門家による巡回指導等を継続する。

- ・運営形態が公私連携幼保連携型認定こども園においては、あらかじめ、区市町村長が、公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項や運営に関し必要な事項などについて、協定を締結しなければならないとされており、この協定の中で、配慮を必要とする子どもへの支援について明記する。

- ・教育関連施設等に転換する施設への対応はもとより、私立幼稚園に対する支援策を強化する。

(5) 整備手法について

既存の施設の活用について

- ・整備手法については、既存施設の活用を基本とし、一部改修とする。用途転換時に築年数が50年を超える施設については、改築等を検討する。

- ・認定こども園への用途転換にあたっては、原則調理室が必要となり、施設整備にあたっては、建築法令や認定こども園の設置基準等を遵守しなければならない。また、調理室の整備については、増築を基本とし、増築ができない場合は、施設の一部改修による教室の転用等により整備する。

- ・今後、新たな認定こども園の国の基準や東京都の設置条例等を踏まえ、これらに適合するように検討を進めていく。

- ・また、充足率や施設転用のコスト面等から教室の転用が困難で、かつ増築も困難な場合は、改築までの当面の間を区立幼稚園として継続する。

- ・今後、施設の耐用年数等を考慮しながら、コスト面や国の子ども・子育て支援新制度などの用途転換にかかる補助制度の内容等を踏まえたものとする。

- ・なお、学校改築時における複合化や国の「待機児童解消対策としての国有地活用について」で情報提供される国有地の活用についても検討する。

施設整備の考え方

- ・認定こども園への移行に際しては、これまでの教育・保育の継承、充実や施設整備のコスト等の観点から、国の子ども・子育て支援新制度の内容を踏まえ、運営方法、教育課程と保育の一元化、組織形態、人員配置など具体的な検討に着手する。
- ・また、区立認定こども園については、区立保育園との運営の一体化を視野に入れ、施設の規模や定員などの基本的事項については、「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」との整合や子ども・子育て支援新制度での設置認可の条件である需給関係に十分配慮する。

(6) 用途転換移行年次について

- ・区立認定こども園へ用途転換を実施する区立幼稚園については、現在の区立幼稚園に在園している児童に十分配慮する。
- ・新たな幼保連携型認定こども園に配置が義務付けれる保育教諭などの人事制度の検討状況を見定めることや（仮称）世田谷区認定こども園教育・保育カリキュラムの策定及びその検証等をしながら用途転換を進めていくため、平成 28 年度当初は、幼稚園型認定こども園として用途転換し、段階的に幼保連携型認定こども園への移行を進めることとする。
- ・なお、移行年次については、区立幼稚園や区立保育園の在園状況や学校改築のスケジュール、国有地の活用年次、区の子ども・子育て支援事業計画等を踏まえ、整備量、整備手法、財政支援の仕組み等を含めて確定していく。
- ・また、区立認定こども園への移行にあたっては、園児募集停止を伴わないことを基本とし、在園中に用途転換が行われる幼稚園や保育園入園予定の児童にも配慮のうえ、保護者への説明などを通し、理解を得ていく。

【各園の用途及び運営形態、整備手法、移行年次について】

	用途及び運営形態	整備手法	予定移行年次
多聞幼稚園	区立認定こども園	改修（一部増築）	平成 28 年度予定
松丘幼稚園	区立認定こども園	改築	平成 30 年度以降
桜丘幼稚園	私立認定こども園	改築	平成 33 年度以降
三島幼稚園	区立認定こども園	改修または改築	平成 34 年度以降

中町幼稚園	私立認定こども園	改築	平成 3 5 年度以降
塚戸幼稚園	私立認定こども園	改築	平成 3 1 年度以降
砧幼稚園	区立認定こども園	改築	平成 3 2 年度以降
給田幼稚園	区立認定こども園	改修（一部増築）	平成 3 1 年度以降
八幡山幼稚園	私立認定こども園	改築	平成 3 1 年度以降

上記予定移行年次は、現時点での最短で整備が可能な年次を記載。

区立認定こども園へ移行する場合は、近隣保育需要を勘案したうえで、既存保育施設の活用や学校改築のスケジュール、国有地の活用年次の状況等を踏まえ、整備手法や移行年次を調整する。なお、今後の保育サービス待機児の状況等によっては、単独の私立認可保育園の整備についても検討する。

4．今後の進め方について

・子ども・子育て支援新制度における国の政省令や通知、東京都の認定こども園に関する設置基準、新たな幼保連携型認定こども園に配置が義務付けられる園長や保育教諭等の人事制度等の検討状況等を踏まえ、区立幼稚園 9 園の用途転換移行計画を順次、策定することとする。

・国の 3 ～ 5 歳児の幼児教育の無償化や 5 歳児の義務教育化など国の幼児教育の充実に向けた検討等に注視しつつ、区立幼稚園や保育園がこれまで培ってきた教育活動や保育の実績等を踏まえながら、区立小学校との円滑な連携、認定こども園や幼稚園、保育園の教育・保育活動を通した幼児教育センター機能のあり方、地域の子ども・子育て支援など、区が目指すべき就学前教育のあり方や取組み等について具体的な検討を進めていくこととする。

【これまでの取組み】

- ・平成 22 年 12 月 「今後の区立幼稚園のあり方について」策定
- ・平成 24 年 8 月 「子ども・子育て関連 3 法」成立
- ・平成 24 年 9 月 「(仮称)区立幼稚園のあり方に係る具体的方針」(案)
取りまとめ
- ・平成 24 年度末 「区立幼稚園のあり方に関する基本方針及び用途転換の
方向性」取りまとめ
- ・平成 25 年 9 月 「区立幼稚園用途転換等計画」(素案)取りまとめ
- ・平成 26 年 2 月 「区立幼稚園用途転換等計画」(案)取りまとめ
- ・平成 25 年度 区市町村子ども・子育てニーズ調査の実施及び事業計画
の検討

【今後の予定】

- ・平成 26 年度 「子ども・子育て支援事業計画」策定
各「区立幼稚園用途転換移行計画」(素案)を順次策定
- ・平成 28 年度 区立幼稚園の用途転換順次開始

区立幼稚園の状況

地域	園名	創立年	築年数	土地所有	在園児数（人） 平成 2 6 年 5 月 1 日 現在			定員充足率（%）	周辺幼児施設数 （半径 1 km 圏内）		保育サービス 待機児数	備考
					4 歳	5 歳	計		私立幼稚園	認可保育園		
世田谷	多聞	昭和 48 年	41 年	区	54	58	112	82.4	4	7	252	
	松丘	昭和 48 年	41 年	区	65	68	133	97.8	2	6		
	桜丘	昭和 52 年	37 年	区	68	68	136	100	2	9		
	（旧）旭	昭和 50 年	39 年	賃借	-	-	-	-	-	-		私立認定こども園 平成 1 9 年度～
	（旧）下馬	昭和 54 年	35 年	区	-	-	-	-	-	-		私立認可保育園 平成 1 2 年度～
北沢	（旧）羽根木	昭和 45 年	44 年	区	-	-	-	-	-	-	110	私立認定こども園 平成 1 9 年度～
	（旧）城山	昭和 43 年	46 年	区	-	-	-	-	-	-		ほっとスクール城山 平成 7 年度～
玉川	中町	昭和 46 年	43 年	区	50	68	118	86.8	4	5	259	
	三島	昭和 42 年	47 年	区	65	68	133	97.8	3	7		
砧	塚戸	昭和 41 年	48 年	区	62	65	127	93.4	2	10	164	
	砧	昭和 48 年	41 年	区	53	68	121	89.0	2	3		
烏山	八幡山	昭和 49 年	40 年	区	35	55	90	66.2	4	7	99	
	給田	昭和 44 年	45 年	区	56	68	124	91.2	1	5		
計		-	-	-	508	586	1,094	89.4	24	59	884	

定員充足率は、直近5年間の平均値

世田谷区内の幼稚園分布の概要



